

記載上の注意

1. 地方税法（昭和25年法律第226号）第389条第1項第1号に該当する資産は「第1号該当資産」欄、同項第2号に該当する資産は「第2号該当資産」欄にそれぞれ記載すること。
なお、「第1号該当資産」とは、鉄道及び軌道に係る車両、索道に係る搬器、航空機並びに船舶をいうものであり、「第2号該当資産」とは、鉄道又は軌道事業の用に供する償却資産（車両を除く。）、ガス事業に係る償却資産（ガス導管、整圧器又はガスメーターに限る。）、電気事業の用に供する償却資産、道路事業の用に供する償却資産、電気通信事業の用に供する償却資産、天然ガスの採取又は輸送の用に供する償却資産、水道又は工業用水道の用に供する償却資産、索道事業に係る償却資産（搬器を除く。）、送水管に係る償却資産、原料運搬施設に係る償却資産及びその他の償却資産をいうものであること。
2. 該当する資産が無い場合でも、「対象資産の有無」欄に「該当なし」と記載して提出すること。
3. 「資産の区分」欄は、プルダウンリストから「第1号該当資産」または「第2号該当資産」を選択すること。
4. 「資産の種類」欄は、プルダウンリストから選択すること。
5. 「所有者」欄には、通称又は略称等ではなく、正式な名称を記載すること。
6. 「告示での表記案（船舶・航空機は記載の必要なし）」欄及び「【変更後】告示での表記案（船舶・航空機は記載の必要なし）」欄は、告示に掲載する文言（別添の指定告示管理一覧表における「所有者」列にあたる）の案を記載すること。
7. 船舶については、「資産の名称」欄に船舶番号、船舶名及び総トン数を記載すること。また、新規指定・指定変更を要するものについては、船舶検査証書又は船舶国籍証書の写しを添付すること。
共有船舶については、「所有者」欄に共有者を代表する者の名称等を記載し、「備考」欄にその他の共有者の名称等をすべて記載すること。
8. 総務大臣が価格等を決定すべき船舶とは、総トン数500トン以上（知事配分を除く）で2以上の都道府県にわたって使用されるもの及び、総トン数500トン未満で二以上の都道府県にわたって定期的に使用されるものであることに留意すること。また、総トン数500トン未満の船舶で、大臣配分資産として新たに指定を要するものについては、7. 記載の書類のほか、二以上の都道府県にわたって定期的に使用されるものであることが分かる資料を添付すること。
9. 航空機については、「資産の名称」欄に登録記号を記載するとともに、航空機登録証明書の写しを添付すること。
10. 鉄道及び軌道に係る車両については、「資産の名称」欄に車両の形式及び車両番号を記載すること。
11. 新規指定、指定取消又は指定変更の理由及び前年までの申告先等は、「備考」欄へ簡潔に記載すること。
また、過年度に遡って指定を要する資産については、「報告遅延の理由」欄に理由を記載するとともに、遡及する年度と判明経緯を「備考」欄へ詳細に記載すること。
12. 船舶・航空機以外で、新たに指定を要する資産については、所有者が行っている事業の概要がわかる資料及び二以上の市町村にわたって使用される、または所在していることが分かる資料等を添付すること。
13. 別表2-1、2-3においては、「所有者の連絡先」欄に住所及び電話番号を記載すること。なお、共有船舶については、共有者を代表する者の住所及び電話番号も記載すること。
14. 「報告遅延の理由」欄については、本照会の提出期限の後に報告する場合（報告済の内容の変更を含む）に、プルダウンリストから選択すること。
プルダウンリストに該当する理由が無い場合は、「その他（備考に記載）」を選択し、備考欄に理由を記載すること。

様式エクセルの取扱

1. PDF等に変換せず、**エクセルファイルのまま提出すること。**
2. 非表示のシートも含め、いずれのシートも削除しないこと。
3. プルダウン選択で入力するセルに、プルダウンリスト以外の内容を入力しないこと。
4. 行が不足した場合は、追加して記載すること。
5. 提出の際は、ブックやシートに保護をかけないこと。

記載例

別表 1 - 1 都道府県知事が価格等を決定すべき固定資産に関する調（新たに指定を要するもの）

都道府県名	00_■■■県
対象資産の有無	該当あり

船舶は「船舶番号：船舶名（総トン数）」のように記載願います。
 (例) 000000：〇〇丸（800トン）

航空機は登録記号を記載願います。

[illegible]

記載例

別表 1-2 都道府県知事が価格等を決定すべき固定資産に関する調（指定の取消を要するもの）

都道府県名	00_■■■県
対象資産の有無	該当あり

[illegible]

記載例

別表1-3 都道府県知事が価格等を決定すべき固定資産に関する調（指定の変更を要するもの）

都道府県名	00_■■■県
対象資産の有無	該当あり

[illegible]

記載例

別表 2-1 総務大臣が価格等を決定すべき固定資産に関する調（新たに指定を要するもの）

都道府県名	00_■■■県
対象資産の有無	該当あり

[illegible]

記載例

別表 2-2 総務大臣が価格等を決定すべき固定資産に関する調（指定の取消を要するもの）

都道府県名	00_■■■県
対象資産の有無	該当あり

[illegible]

記載例

別表 2-3 総務大臣が価格等を決定すべき固定資産に関する調（指定の変更を要するもの）

都道府県名	00_■■■県
対象資産の有無	該当あり

[illegible]